

発達障害における教育と医療・福祉・労働との連携のあり方 —高等学校におけるネットワーク支援を中心に—

鳥海 順子*

I. はじめに

平成19年度より義務教育を中心に多様な教育的ニーズに対応した特別支援教育が推進されたが、義務教育で取り組まれてきた支援の実績を、高等学校や大学等へと拡げていくことが重要な今日的課題とされている。宮城教育大学特別支援教育総合研究センターは文部科学省「新教育システム開発プログラム」事業の委託を受けて、平成19年度に全国調査を行っている。その報告書によれば、回答のあった1,755校の高等学校のうち998校に支援を必要とする生徒が在籍していた。支援を必要とする生徒の在籍率に関しては、9割弱の学校が0.1%~3.0%であったが、20校では10%、中には50%を超える学校もあった。また、「今後必要とされる施策・体制整備」のうち、高等学校で緊急性が高いものとしては「教員の研修」、次いで「生徒の実態把握」「出身中学校との連携」「医療機関との連携」などが挙げられた（宮城教育大学特別支援教育総合研究センター，2008）。

高校生や大学生では教育期終了後の将来を見据えなければならず、小・中学生の頃とは異なるニーズ・支援課題が生じ、ネットワーク支援の目的や関係機関も変わってくる（鳥海，2010，2012；独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構障害者職業総合センター，2009）。

本稿では、「青年期・成人期の発達障害者へのネットワーク支援に関するガイドライン（案）」（近藤，2011）のうち、筆者（研究分担者）が関わった教育分野の研究成果をもとに、高等学校の担当者がネットワーク支援につないでいく手順や、本人や保護者の支援に対する抵抗感が強い場合の対応策を明らかにし、最後に、大学の現状とネットワーク支援のあり方についての課題を述べる。

II. 高等学校でネットワーク支援が必要になる場合

高等学校でネットワーク支援が必要になるのは、①入学に際して、保護者や中学校から支援の移行を依頼された場合、②入学してきた時点で、すでに医療機関・相談機関を活用している場合、③入学後、対人関係上のトラブルや強い不安傾向、不登校などのため、新

* 山梨大学教育人間科学部障害児教育講座

たなネットワーク支援の必要性が生じた場合、④卒業にあたり、進学先や就職先にその後の支援を依頼する場合が考えられる。

また、ネットワークの範囲としては、①校内の連携、②教育システム内の連携のような「内」の連携、③中学校や大学との連携、④教育システム外の連携のような「外」との連携のようなパターンが考えられる。以下、教育システムの「内」と「外」の二つの軸に沿って、高等学校における利用可能なネットワーク支援を中心に整理する。

Ⅲ. ネットワーク支援の範囲と拡がり

1. 教育システム「内」の連携

(1) 校内での連携

高等学校における校内の支援体制が整備されていることが重要であり、発達障害に詳しい特別支援教育コーディネーターが指名されていれば、気になる生徒への対応について助言・指導を求めることができる。しかし、校内の支援体制が不十分な場合には、管理職や教科担当教員との間で、丁寧な指導を必要とする生徒に関する情報を共有することから取り組み始める必要がある。

(2) 教育システム「内」のネットワーク支援

学校の体制だけでは不十分な場合に活用できる教育システムのひとつには、特別支援学校の地域支援部によるセンター的機能があり、生徒の行動観察や学校へのコンサルテーションなどが可能である。また、スクールカウンセラーの中にも、発達障害に詳しい専門家がいたので、実態把握や支援方法について専門的な意見や情報が得られる。

「個別的教育支援計画」「個別の指導計画」は、今後高等学校でも活用されることになると思われる。作成にあたっては、特別支援学校の地域支援部やスクールカウンセラーに協力を求めることができる。また、医療、保健、福祉、大学などの関係機関に所属する専門家で編成されている専門家チームからも、判断依頼や指導についての具体的な助言を得ることができる。専門家チームは教育システム「内」の事業であると同時に、教育分野「外」から多くの専門家が協力しており、教育システムの「内」と「外」、つまり医療や福祉などの専門機関とのスムーズな橋渡し機能を果たすことが期待できるので、コーディネーターの役割を担う教員・援助者は、その利点をうまく活用することが望まれる。

(3) 中学校や大学との連携

中学校からの移行に際しては、本人の発達特性や高等学校で起こりうる問題の内容・程度、あるいは有効な対処方法などの情報を提供してもらう必要がある。また、保護者は誰よりも本人の特性や問題が生じたときの対処方法を熟知していることが多いので、中学校

からの情報と併せて、保護者の意見や経験談も大いに参考にすべきである。

大学等の入試にあたっては、大学入試センター試験の特別措置にみられるように、発達障害も試験時間の延長、別室受験などの支援が受けられるようになってきており、それらを活用するかどうかを本人や家族と検討する必要がある。

高校卒業後の進学先や就職先に対しては、本人や保護者の同意を得て、「個別の移行支援計画」を作成し、準備教育および進路先との連携を行う。この際、本人の発達特性や、今後、起こりうる問題や有効な対処方法だけでなく、発達特性を長所・利点として捉える視点や、対応を工夫することで本人が力を発揮しやすくなることを伝えることが重要である。

2. 教育システム「外」とのネットワーク支援

高等学校に入学してくる以前から医療機関や相談機関が関わってきた生徒であれば、保護者や本人の同意のもとに、情報提供を依頼したり、医療機関の診察や相談機関の面接などに同席させてもらったりすることで、学校での支援の手がかりを得ることができる。そして、教員と保護者が医療・相談機関からの支援について共通認識をもつことができる。

就職活動にあたっては、インターンシップや職業リハビリテーションなどの就労体験を通して、就労に対するイメージを形成し、自らの特性に合った就労先を選択できるように支援することが重要であろう。必要に応じて、保護者や本人に就労への準備支援を行っている関係機関についての情報や福祉制度についても情報提供し、同意が得られれば、早い時期から協働することが大切である。

全国的には、商工会議所などの協力を得て、高等学校入学後のインターンシップ（職場実習）を全員に課している高等学校の事例や、特別支援学校、親の会、障害者就業・生活支援センター、発達障害者支援センターから構成された実行委員会により、一般の小・中学生から高校生を対象とした職業体験プログラムを実施しているネットワーク支援の事例などがある（鳥海，2012）。

IV. 校内委員会やケース会議の開催と特別支援教育コーディネーターの役割について

特別な支援を必要とする生徒への対応について、まずは校内委員会を定期的で開催し、学校全体で検討・共有することが有効である。ただし、学校の教員が極めて多忙であることを考えると、職員会議で必ず「ミニ報告」をするなど、人的・時間的コストをできるだけかけずに校内で必要な情報を全教員が共有するような工夫も必要である。また、本人の学校生活が安定し、組織や関係機関とのネットワークが成熟してくれば、必要に応じて連絡を取り合うことで十分な場合もある。また、ネットワーク支援を機能させるためには、コーディネーターやケアマネージャーの役割が重要であり、校内委員会などの組織と特

別支援教育コーディネーターの活用が望まれる。将来的には、兼任ではなく専任の特別支援教育コーディネーターが必要である。

V. 他機関の利用までのプロセス

高等学校入学後、不登校などの問題が生じ、新たに教育システム「外」の機関に協力を求めたい場合や、進学や就職にあたって、発達特性を踏まえた支援が必要であろうと考えられる場合には、まず、本人や保護者と話し合いを始め、少しずつ、発達特性の理解や障害受容を促していく必要がある（近藤，2011）。その手順を下記に例示する。なお、図1に教育から就労への移行についてモデル図を示した。

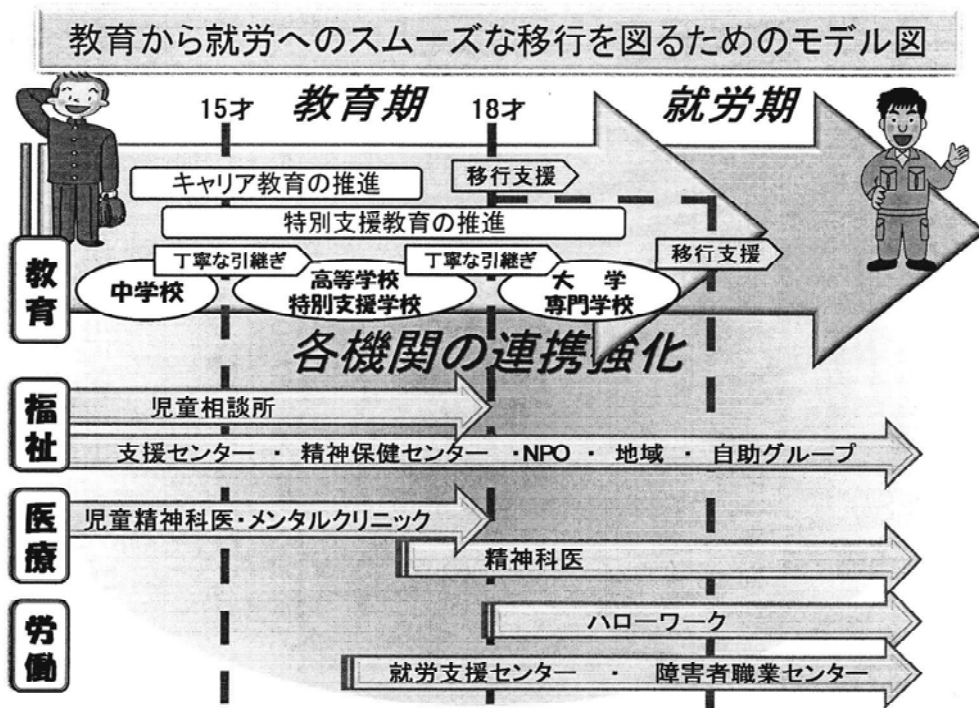


図1. 教育から就労への移行（近藤，2011）

1. 手順1「課題を整理・確認する」

本人・保護者と面談しながら、現状や今後の課題、将来に向けてこれから取り組んでいくべき事項を一緒に整理・確認する。例えば、下記のように「学習」「対人関係」「生活」「進路」という4つの観点で整理する方法もある。

(1) 学習

個々の認知・発達特性に合った学習方法を具体的に検討する。得意な分野で自信をもたせるとともに、苦手な学習については対処法や履修科目の選択について助言する。無理に全体のスピードに合わせようとするより、自分のペースで取り組むことで結果的に達成度が高まる、苦手な教科については課題の量を調整することもある。

(2) 対人関係

対人関係上の問題については丁寧で具体的な指導が必要となる。具体的な場面を設定して、ロールプレイなどを行うことも一つの方法である。それぞれの特性を生かした趣味やサークル活動などで自己発揮し、他者に尊重される中での人間関係づくりを体験すること、係活動や委員会活動などでの責任ある役割を通して、自己有用感を高め、仲間と協力しながら物事を成し遂げる経験が得られれば理想的である。対人関係は本人にとって最も大きな問題になると思われるため、これを契機に医療機関や専門機関につながることもある。

(3) 生活

体調管理を行うために日常生活を自己管理する方法を身につける、感覚の過敏性に対する対処の方法を検討するなど、できるだけ本人が自分でできる方法を一緒に考えたい。心身の緊張を和らげる方法や、適宜休憩を入れること、無理のないスケジュールの組み方などを身につけることは、将来の自立した生活にも役立つ。また、こうした課題に直面した場合にも、専門機関の利用につながる場合がある。

(4) 進路

自分の興味、関心、特性、優れた面を活かせるような進路を選択できるように支援する。このことは進学や就労などの移行を円滑に進めるためにとっても重要である。自身の発達特性を考慮せずに、あるいは必要な支援を求めずに進路の決定に失敗した場合の挫折や喪失感は想像以上に大きく、その後、長期にわたる支援が必要になることがある。進路先での就労体験の機会や、職業選択のためのインターンシップ（職場実習）が成功体験として自信につながるように配慮する。また、進路選択が専門機関や福祉制度の活用を考え始めるきっかけになることがあるため、できるだけ卒業の間際にならないよう、必要な支援を先送りしない意識も重要であると思われる。

2. 手順2「情報を提供する」

学校生活や就職・進学に向けて活用できるサービスや制度、専門的な相談機関に関する情報を保護者と本人に提供する。初めての関係機関は敷居が高く、紹介されたものの、なかなか連絡に踏み切れない保護者や本人も多いので、関係機関の紹介だけで済む場合もあ

るが、状況によっては、学校関係者が仲介をした方がよい場合や、同行した方がよい場合もある。

また、名称の中に「障害」という言葉が入っているために、紹介しにくい機関もある。対人関係上の問題や不登校といった問題から相談機関の利用を考え始める際には、精神保健福祉センターなどの方が紹介しやすい場合もある。民間支援団体などは「敷居の低さ」という点では紹介・利用しやすい社会資源であるが、十分な専門性を有しているかどうかの確認が必要な場合もある。

必要に応じて、障害者手帳などの福祉制度についても触れておくことで支援の選択肢が広がる。最近では職業準備や職業選択、生活支援において選択肢が増えており、診断（手帳）を受けていなくても利用できるサービスや制度もある。

3. 手順3「会議の開催」

他機関につながった後は、本人や保護者の同意を得て、ネットワーク会議・支援検討会議において関係者と支援方法について協議し、計画の立案、支援状況の確認、評価、改善を行う。それぞれの関係機関の役割について確認し、「個別の教育支援計画」にまとめる。ネットワーク会議・支援検討会議については、まずは定期的な開催とし、学校生活や卒業・進路の準備が順調であれば、必要に応じて連絡を取り合う程度の連携でもよいと思われる。また、組織内や関係機関とのネットワーク支援が成熟してくれば、必ずしも定期的な開催しなくてもよい場合もある。

4. 手順4「引き継ぎ」

進路が決まったら「個別の移行支援計画」を作成し、本人や保護者の同意を得て、早い時期に進路先の関係者に引き継ぎを行う。

5. 手順5「モニタリングとアフターケア」

卒業後のアフターケアについては、卒業後、3ヶ月程度で連絡を取り合い、新生活の様子や支援の移行がうまくいっているかどうかを確認する。移行後、新たなネットワーク支援が有効に機能していることが確認できた場合には、支援を終了し、うまく機能していないと思われる場合には、相手先のコーディネーター役の担当者・援助者と連絡をとったり、本人・保護者、連携先を交えて支援検討会議を開いたりすることを考える必要がある。

VI. 特別な支援や他機関の利用に対して抵抗感が強い場合

発達障害では、中学校までは特に支援を必要とされず、高等学校や大学に入学してから、問題が顕在化する事例がある。さらに、専門性の高い資格を取得したにもかかわらず、就労には結びつかなかったり、就労先で対人関係がうまくいかなかったり、臨機応変な対応や仕事の段取りを調整できず、強い不安状態になったり、転職を繰り返したりするなど、社会的自立に困難さを示す事例もみられる。

このような事例を担当している福祉や労働の関係者からは、もっと早く専門的な支援を受けることができているならば、本人の特性に合った職業選択や職場環境の調整によって困難さを軽減できたのではないかという意見も聞かれる。教育機関は発達障害者と早期から関わるため、問題の先送りが起こらないように対応を考える必要がある。

教育期におきる大きな障壁の一つとして、特別な支援や専門機関の利用に対する保護者や本人の抵抗感があげられる。それまで、発達の問題を指摘されてこなかった高校生や大学生、社会人などでは、保護者や本人の障害受容はさらに困難になる。自己理解を進めるために、教育関係者がどのようなタイミングで、どのような説明をすればよいのかについて考えておくことは極めて重要である。

1. 説明の際に留意しておくこと

教師は日頃からできるだけ情報発信や、保護者や生徒と話し合う機会をもち、自分の考えや思いを伝えておく必要がある。入学後早い時期に個別面接を全員に行っている高等学校や、学校生活アンケートを通して生徒全員の実態を把握している学校もある。保護者の精神的負担を少なくするためには、学校公開日や保護者会などの機会を利用したり、個人に焦点を当てた対応よりは、全体への働きかけを丁寧に行ったりする姿勢が求められる。

保護者の中には、これまで何度か我が子の発達に不安を抱き、そのことについて周囲からも指摘を受けてきた人がいることも推察される。さらに、その指摘に著しく傷ついた経験をもっている可能性もある。本人も担任から度々注意されたり、友人から非難されたり、いじめを受けたり、自尊感情を低下させられるような経験をしてきている場合もある。保護者や本人は一方的に責められ、学校から見離されるのではないかと不安を抱えていることが想像される。

説明の目的は、保護者や本人と、学校や関係機関とが協力関係を結び、本人の抱えているさまざまな困難を軽減すること、将来を見据えた支援に取り組むことができるような関係づくりである。保護者や本人と協力関係を結ぶためには相互の信頼関係が土台となるので、教師が心を開き、共感的、受容的な態度で事実を整理しながら、相互理解を図りたい。初回は相互理解を目的にこれまでの様子など話をゆっくり聴くだけ、関係づくりだけでもよい。発達障害と決めつけてしまったり、教師の考えを一方的に押しつけてしまったり、

ゆっくり相手の話を聴こうとしない態度は、保護者や本人の心を閉ざしてしまう。教師のカウンセリング・マインドに基づく対応は面談の基本であり、保護者や本人の心情を正しく把握し、現段階でどこまでなら理解してもらえるのかを想定しながら、説明の仕方を調整する。このような調整は、知識、経験、感受性をベースにした教師の高度な専門性の一つと言える。

説明の場を通して、保護者や本人が自分自身に向き合い、子ども理解や自己理解を深め、充実した学校生活になるように自ら動き出すことを支える機会にしたい。また、教師は日頃から福祉、医療など関係分野に関する知識や情報についても関心を持ち、収集しておくことが望まれる。青年期以降は、関係機関の利用について保護者だけでなく、本人が納得しなければ進まない。他者からの評価に敏感になる青年期においては、周囲から「特別扱い」されることや精神科受診、内服に対する本人の抵抗感・拒否感が、特に生じやすい。本人の立場を尊重し、より充実した学校生活を送るためにどうすればよいのか、関係機関の種類や活用方法などを含め、教師が親身になって本人との対話を根気強く続けることが重要である。

支援そのものではなく、支援の方法に対する拒否の場合もあるので、本人が納得できる方法を一緒に考えることも解決の糸口になる。教師が本人の言葉に耳を傾け、その意向を尊重する姿勢は欠かせない。

2. コンサルテーションの活用

保護者や本人が特別な支援や専門機関の利用に抵抗感を抱く理由には、特別な支援を受け入れることで障害を認めることになること、「特別扱い」が差別やいじめにつながるという懸念などが大きいようである。高等学校で初めて問題が顕在化した場合には、保護者の驚きは大きく、学校不信につながることもある。本人に安定した学習の場を確保するためにも、学校側は保護者との関係づくりのための方策を慎重に進めることが望まれる。

保護者の同意が得られていない段階で、学校側が支援を受けるためには、コンサルテーションの活用がある。学校がコンサルテーションを求めることができるのは、教育システム「内」では、特別支援学校の地域支援部、教育委員会が組織している巡回相談や専門家チーム、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、教育システム「外」では、発達障害者支援センター、精神保健福祉センター、医療機関などである。

専門的なコンサルテーションを活用しながら、学校の本人に対する支援のあり方を見直したい。本人が学校生活の中で新たに取り組めるようになったことや解消・軽減した問題などについて、学校が取り組んだ内容とその成果を保護者に報告する。保護者や家族全体が深刻な問題を抱えている場合などもあるが、関わり方を工夫することで本人が過ごしやすくなり、学校生活に前向きに取り組めるようになること、あるいは学校が子どものために真剣に取り組んでくれていることが伝われば、保護者が関係機関の活用について前向き

に考え始めたり、学校からの助言や指導に理解を示してくれたりする可能性も高くなるのではないだろうか。

教師の支援に関する助言だけでなく、保護者との関係改善や理解推進の方法も含めてコンサルテーションを求めることで早期の問題解決に結びつく場合があり、コンサルテーションを求めたことが契機になって専門機関が学校と保護者との仲介役になったり、支援検討会議の開催につながり、保護者の理解が進んだりすることが期待できる。

生徒指導、教育活動、進路指導に向けてコンサルテーションを必要とするときに活用できる制度や機関について、以下に支援課題別の例示を行った。なお、自治体や地域によって名称や担当部署が異なることがある。

(1) 生徒・学生指導面や教育活動上の具体的な支援方法に関すること

- ・ 校内の特別支援教育コーディネーター
- ・ 特別支援学校による巡回相談などの地域支援（センター的機能）
- ・ 教育委員会が派遣する専門家チーム
- ・ 中学校や前籍校

(2) 特別な指導内容に関すること（自立活動・作業学習・自己理解など）

- ・ 特別支援学校の地域支援部

(3) 「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」作成に関すること

- ・ 特別支援学校の地域支援部
- ・ 高等学校の特別支援教育コーディネーター
- ・ 教育センターや教育委員会の特別支援教育担当部署

(4) 障害・発達特性や具体的な対応方法に関すること

- ・ 発達障害者支援センター
- ・ 精神保健福祉センター
- ・ 医療機関

(5) 就労に関すること

- ・ 発達障害者支援センター
- ・ 地域障害者職業センター
- ・ 障害者就業・生活支援センター
- ・ 若者サポートステーション
- ・ ジョブカフェ
- ・ ハローワーク

(6) 障害者手帳や福祉的サービスに関すること

- ・ 市区町村の福祉担当窓口、相談支援事業所など
- ・ 地域障害者職業センター

3. コンサルテーションの留意点

保護者の同意が得られない状況下で、他機関に学校に対するコンサルテーションを求めるときには、生徒・学生や保護者個人を特定し得るような詳細な情報の伝達は控えるべきである。また、コンサルテーションを受けた内容を実際の支援にどのように活用するかは、学校が自らの責任において判断する。他機関からコンサルテーションを受けたことを保護者に伝える場合にも、慎重な配慮が必要である。

Ⅶ. 大学の現状とネットワーク支援について

本稿では、主に高等学校におけるネットワーク支援について検討したが、発達障害者が、大学生活において、履修手続きやサークル活動の人間関係、専門課程や卒論作成、就職活動などで初めて困難に直面する場合もある。大学には現在、特別支援教育の制度はなく、一部の先進的な大学を除けば、発達障害をもつ学生が在籍しているという認識自体も乏しいようである。大学入試センター試験の特別措置に発達障害も含まれるようになり、試験時間の延長や別室受験など、入試の際に利用できるサービスも整えられてきた。しかし、既に診断を受けている場合でも、そのことを大学に開示する受験生はまだ少数のようである。また、未診断のまま大学生活を始める学生も多いものと思われる。

しかし、支援を必要としている学生の存在に気づいている大学教員もおり、学生相談室や保健管理センターを中心に支援を拡げていこうとする動きもある。また、学生支援センターや保健管理センターは、高等学校から大学への移行支援や、進学を目標にして支援を続けてきた援助者にとって最も連携しやすい窓口であろうと思われる。これらがうまく機能して、本人への支援の他、家族、指導教員、就職支援の担当者、外部の医療・相談機関などとの連絡・調整役を担ってくれることが今後期待される。

先駆的な大学では、学生支援センターによる教材の作成支援や学生ボランティアによるノートテイクなど具体的な支援も始まっている（鳥海，2011）。大学を含むネットワーク支援の課題としては、①多くの大学教員に支援の必要な大学生がいることを知ってもらうこと、②本人自身に支援の必要性を気づいてもらうこと、③専門的な支援者に協力を求めることの有用性を知ってもらうこと、などがあることを指摘したい。

付記

本稿は厚生労働科学研究費補助金障害保健福祉総合研究事業（代表：近藤直司）の研究成果である「青年期・成人期の発達障害者へのネットワーク支援に関するガイドライン（案）」のうち、筆者が執筆分担した「9 高等学校・大学などの教育機関を含むネットワーク支援について」を一部加筆修正したものである。

文献

- 1) 独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構障害者職業総合センター（2009）発達障害者の就労支援の課題に関する研究．調査研究報告，No. 88.
- 2) 近藤直司（研究代表者）（2011）青年期・成人期の発達障害へのネットワーク支援に関するガイドライン（案）「9 高等学校・大学などの教育機関を含むネットワーク支援について」．青年期・成人期の発達障害に対する支援の現状把握と効果的なネットワーク支援についてのガイドライン作成に関する研究総合報告書，pp. 40 - 47.
- 3) 宮城教育大学特別支援教育総合研究センター（2008）平成19年度新教育システム開発プログラム「高等学校における特別支援教育システムに関する研究」事業報告書.
- 4) 鳥海順子（2010）山梨県内の高等学校における特別支援教育の実態．山梨障害児教育学研究紀要，第4号，pp. 42 - 49.
- 5) 鳥海順子（2011）高等教育機関における特別支援教育．山梨障害児教育学研究紀要，第5号，pp. 101 - 112.
- 6) 鳥海順子（2012）教育と医療・福祉・労働等の「連携」に対する保護者のニーズー発達障害に対するネットワーク支援ー山梨障害児教育学研究紀要，第6号，pp. 55 - 64.